

薬局医療安全対策推進事業実施要綱

平成25年5月15日付薬食発0515第12号
医 薬 食 品 局 長 通 知

1. 目的

調剤を行う薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、医療安全の確保を目的とする。

2. 事業内容

- (1) 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集
- (2) 収集した事例の分析及び評価と報告書の作成

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬局医療安全対策推進事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 実施方法

本事業の実施に当たっては、公益社団法人日本薬剤師会等の関係団体との連携を図るものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬局医療安全対策推進事業にかかる経費について別に定める基準（薬局医療安全対策推進事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 適用時期

この要綱は、平成25年5月15日より適用する。